

# 山梨県青少年問題協議会委員



## を募集します！

あなたの意見を  
青少年の育成に！

山梨県は、県の青少年の指導、健全育成、保護及び矯正に関する施策に、県民の皆様の御意見を反映するために、「山梨県青少年問題協議会」の委員を公募いたします。

**募集期間:令和6年4月30日(火)～令和6年5月29日(水)**

### ■募集人数・任期

公募数 2名

任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年間)

### ■応募資格

- ・県内に在住又は通勤、通学し、青少年育成について関心・意欲をお持ちの満18歳(令和6年4月1日現在)以上の方  
(高校生、国又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤職員、県の審議会等の委員を除きます。)
- ・年2回程度平日に開催される山梨県青少年問題協議会に出席可能な方  
(会議は原則として公開です。)



### ■応募方法

「応募用紙」と「作文」を郵送、電子メール、FAXまたは持参のいずれかにより提出してください。  
作文テーマ「これからの青少年の健全育成について考えること」(字数800字程度)

※様式自由。必ず、氏名を記入してください

令和6年5月29日(水)必着です。(郵送の場合5月29日消印有効)

### ■選考方法

- ・選考委員会を設置し、提出された応募用紙及び作文等により選考します。
- ・記載された個人情報、この募集に関する業務のみに利用し、山梨県個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱います。

### ■その他

- ・選考結果は、郵送により文書で6月下旬に応募者全員に通知します。
- ・応募された作文は返却しません。また、著作権は山梨県に帰属します。
- ・委員となられた方には、山梨県の規定により、報酬及び旅費(往復の交通費)を支給します。
- ・応募にあたって要する費用(郵便代等)は支給しませんのであらかじめ御了承ください。
- ・委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。
- ・委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用することはできません。
- ・審議において知り得た秘密を漏らすことはできません。



### ■問い合わせ先・応募先

山梨県教育庁 生涯学習課 青少年保護育成担当

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1356(直通) 8:30~17:15(土・日曜日を除く)

FAX 055-223-1775

E-mail shougai-gks@pref.yamanashi.lg.jp

生涯学習課HPアドレス <https://www.pref.yamanashi.jp/shougai-gks/index.html>



詳しくはこちら!⇒

